## 短期入所生活介護事業者指定申請書 チェックリスト

(本体施設が特別養護老人ホーム以外の場合の併設事業型)

					<u> </u>	
受付番号	審査年月日	平成	年	月	日	
申請者	担当者					
中光 10 4					•	<u> </u>

様式	存	在認 箇 所	確 認 項 目	適	不	理由
	1	申請(開設)者	①申請者は法人格を有しているか	<u> </u>		
第			②主たる事務所の所在地には、番地名、ビルの名称まで記載されて			
4			いるか	<u> </u>	<u> </u>	
号			③その他不備はないか			
様	2	指定を受けよう	①事業開始予定年月日が記載されているか			
式		とする事業所・	②その他不備はないか	<u></u>		
		施設の種類				
	1	事業所	①事業所の所在地には、番地名、ビルの名称まで記載されているか			
			②連絡先は記載されているか			
	2	当該事業の実施	①記載されいてるか			
		について定めて	②条例等の条文と一致するか			
		ある条例等の条				
		文				
	3	管理者	①兼務する職種(当該事業所の医師等を除く)がある場合、当該職			
付			種は短期入所生活介護事業所の管理上支障がないものであるか			
			(基準§122関係)	ļ		
			②管理者が当該事業所の医師等を兼ねる場合、「当該短期入所生活			
			介護事業所で兼務する他の職種」欄に該当職種名が記載されてい			
表			るか	ļ		
			③その他不備はないか			
	4	従業者	(注)解釈通知 第10 1(1)②二			
8		1)医 師	・1人以上配置されているか(勤務形態は問わない)			
			(基準§121①Ⅰ関係)	ļ	ļ	
		2)生活相談員	①常勤換算後の人数が、本体施設の入所者及び併設事業所の利用者			
			の推定数が100又はその端数を増す毎に1名以上となっているか			
			(基準§121①Ⅱ関係)	<b> </b>		
			②1名以上は常勤となっているか (専従・兼務の別は問わない)			
			(基準§121⑤関係) ※細定員20人未満の機事業所には適用なし	ļ	ļ	
		3)介護職員又				
		は看護職員	の推定数が3又はその端数を増す毎に1名以上となっているか			
			(基準§121①Ⅲ関係)	<b></b>		
			②介護職員、看護職員のうち、1名以上は常勤となっているか			
			(専従・兼務の別は問わない)			
			(基準 § 1 2 1 ⑤ 関係) ※利用定員20人未満の併設事業所には適用なし			
			②介護職員を常時1人以上介護に従事させているか			
			(基準 § 1 3 0 ⑥関係)	<u> </u>		
		4)栄養士	・本体の特養とは別に、1人以上配置されているか			
			(基準§121①IV関係)			
			※利用者が40人未満の場合、他施設との連携により置かないことができる (基準 § 1 2 1 ただし書)	<del> </del>	<b> </b>	
		5)機能訓練指	・本体の特養とは別に、1人以上配置されているか			
		導員	(基準§121①V関係)	<del> </del>	<b> </b>	
		6) 調理員その	・適当数配置されているか			
1	1	他の従業者	(基準§121①VI関係)	1	1	

ĺ			・その他不備はないか			
	4	設備基準上の	※経過措置(附則53):省令施行の際現在している事業所等については、適用されない。			
		記載項目等				
		1)居 室	①「1室あたりの最大定員」は、4人以下とされているか			
			(基準 § 1 2 4 ⑥ I イ関係)			
			②「利用者1人あたり最小面積」は、10.65㎡以上とされてい			
			るか(基準\$124⑥Iロ関係)			
付		2) 廊下	①「片廊下の幅」は、1.8m以上とされているか			
			(基準 § 124⑦ I 関係)			
表			②「中廊下の幅」は、2.7m以上とされているか			
			(基準§124⑦Ⅰただし書関係)			
8		3)食堂と機能				
			となっているか			
		計面積	(基準 § 1 2 4 ⑥ Ⅱ 口関係)			
	_	). <i>h.</i> III = +	・その他不備はないか			
	5	主な掲示事項	①添付書類の運営規程と記載内容が一致するか			
			1)利用定員			
			2)利用料 3)その他の費用			
			4) 通常の送迎の実施地域			
			②その他記載事項に不備はないか			
	6	協力医療機関	・記載内容が添付書類の契約書の写しと一致するか			
-		申請者の登記事				
		項証明書又は条				
		例等の条文	介護予防短期入所生活介護事業」を実施する旨記載されているか			
			③条例等にあっては、公布したものの写しが添付されているか			
	2	特別養護老人ホームの認可症の写し	<ul><li>・不要</li></ul>			
	3	従業者の勤務の	①添付されているか			
		体制及び勤務形	②従業者の職種、員数及び勤務形態は、付表8の「従業者」欄の記			[]
添		態一覧表	載事項と一致するか			
			③常勤換算は適正か			
			④その他記載事項に不備はないか			
			※事業開始予定日から4週間分、勤務時間ごとに記号(番号)を付			
			し、その番号を記載してください			
付	4	事業所に係る組				
		織体制図	②勤務形態一覧表にある従業者はすべて記載されているか			
			③事業所の組織体制が簡明に記載され、他事業所との兼務体制も確			
-			認できるか			
書	_	<b>尼丘林 5 海</b> 4	④その他記載事項に不備はないか ②エルドレデンス・ (エロンケント)			
	5	医師等の資格			ļ	
		を有すること	②当該職種に必要とされる資格を証するものであるか			
		を証する書類	1)医師		 	
類			2) 生活相談員 (社会福祉主事又はそれと同等以上の能力を周する者)			
			3) 看護職員			
			4) 栄養士			
			5)機能訓練指導員		<b> </b> -	
			③氏名等が勤務形態一覧表と合致しているか。合致していない場合 は、戸籍抄本の写し等姓の改正等が確認できる書類が添付されている			
			は、尸精抄本の与し寺姓の以正寺が確認できる青頬が徐竹されているか			
			<ul><li>④経験が問われるもの、資格のないものに関しては経歴書が添付さ</li></ul>		<b></b> -	
			世座駅が向われるもの、真俗のないものに関しては座座者が称りされているか			
	6	事業所の亚帝図	①添付されているか			
		プルバット凹凸	②基準 § 1 2 4 ③ 各号の設備が設けられているか			
			※1 (★)は、他の社会福祉施設の設備を利用することにより、短期			
ı	1	I		l	I	1

			入所生活介護事業の効率的運用が図られる場合等にあっては設けないことができるもの ※2 当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある併設本体施設の設備を指定短期入所介護の事業の用に供することで足りる(基準§124③)			
添			1)居室 2)食堂(★) 3)機能訓練室(★) 4)浴室(★)			
初心			5)便 所 6)洗面設備 7)医務室 (★)	·		
付			8) 静養室 9) 面談室 (★) 10) 介護職員室			
+1.			11) 看護職員室 12) 調理室 (★)	·	 	
書			13) 洗濯室又は洗濯場 (★) 14) 汚物処理室 (★) 15) 介護材料室 (★)	. <b></b> -		
類			③付表8の「設備基準上の記載項目等」に記載された数値と合 致するか			
	7	写真	①添付されているか ②事業所の各室等ごとに撮影されているか(ただし、同じ構造である部屋等は1カ所のみ) ③写真撮影位置がわかるよう写真と平面図に番号が記入されているか			
	8	建物の構造概要	①添付されているか ②6の②の設備について、各階ごとに部屋の種類、室数、面積等が 記載されているか ③居室の定員及び利用者1人あたりの床面積は、付表8の「設			
	9	事業所 (施設)	備基準上の記載項目等」に記載された数値と合致するか ①添付されているか			
		の設備の概要	②常夜灯の設置、階段傾斜、非常用設備、傾斜路、エレベーターの 設置状況等について記載されているか ※居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が2階以上にない場合は 傾斜路は不要。また、傾斜路が必要な場合でもエレベーターを設置す れば傾斜路は不要。			
	10	建築基準法上の 検査済み証	①添付されているか			
	11	消防法上の検査 済み証	①添付されているか			
	12	運営規程	①添付されているか ②基準137条に規定された各項目について適別に試されているか 1)事業の目的及び運営の方針(基準第120条参照) 2)従業者の職種、員数及び職務内容 3)利用定員 4)指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 5)通常の送迎の実施地域 6)サービス利用に当たっての留意事項 7)緊急時における対応方法			

添			8) 苦情処理に関する事項		
			9) 虐待防止に関する事項		
付			10) 非常災害対策		
			11)その他運営に関する重要事項		
書	13	利用者からの苦情を処理するた	①添付されているか		
		めに講ずる措置の概要	②参考様式6に示された項目についての記載があるか	 	
類			③その他記載事項に不備はないか		
	14	協力医療機関と	①添付されているか	 	
			②緊急時の対応、主な診療科目等について記載されているか		
	15	誓約書	①添付されているか		
			②押印されているか		
			①添付されているか		
酬			②必要な書類は添付されているか		
		書類			
			①添付されているか		
保			②記載事項に不備はないか		
		のみなし指定に			
		係る確認書			
	18		①添付されているか。	 	
		働保険への加入	②加入していることが確認できる書類として以下のものを添付してい		
		状況にかかる確	るか。		
		認票	<社会保険> ※いずれか1つ		
別			・保険料の領収証書		
紙			• 社会保険料納入証明書		
1			• 社会保険料納入確認書		
			・健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書		
			・健康保険・厚生年金保険適用通知書		
			<労働保険> ※いずれか1つ		
			・労働保険概算・確定保険料申告書		
			・納付書・領収証書		
			・保険関係成立届		

## 不適正と判断した項目の処理状況

受付番号	連絡年月日	平成	年	月	目	
申請者	担当者					
事業所名	連絡相手方					

No	不適正と判断した項目	連	絡	内	容	補正完了
						・差し替え
						・追加送付
1						・その他
						( )
						月 日完了
						・差し替え
						・追加送付
2						・その他
						( )
						月日完了
						・差し替え
						・追加送付
3						・その他
						月日完了
						・差し替え
						・追加送付
4						・その他
4						
						月日完了
						・差し替え
						・追加送付
5						・その他
						( )
						月日完了
						・差し替え
						・追加送付
6						・その他
						( )
						月 日完了
						・差し替え
						・追加送付
7						・その他
						( )
						月 日完了
						・差し替え
						・追加送付
8						・その他
						( )
						月日完了
	The state of the s					1